

災害応急対策共通スケジュール

1 計画の方針

地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震又は津波が発生後の各段階に応じた作業の優先順位を、市民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

地震又は津波が発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

(1) 地震又は津波の発生から 1 時間以内

- 建物等の下敷きになった者等の救出（地域の住民等の助け合いによる）
- 避難行動要支援者の安全確保
- 津波に関する情報（警報・注意報）の伝達、避難
- 危険な建物・場所からの避難
- 初期消火、消火活動
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 概括的被害情報の収集
- 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
- 市長等の緊急アピール

(2) 地震又は津波の発生から 3 時間以内

- 被害情報の収集
- 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- 指定避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- 緊急道路の啓開
- 交通規制の実施
- 被災地への救護所の設置
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 市ボランティアセンターの設置
- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

- (3) 地震又は津波の発生から 6 時間以内
 - 災害救助法の適用
 - 通信途絶地域への仮設通信設備設置
 - 避難所への避難者の概数及び食糧等必要量の把握
 - 市の被害状況の把握
 - 被災地外からの医療救護班の派遣
 - 輸送用車両の確保
- (4) 地震又は津波の発生から 12 時間以内
 - 各種施設の被災状況の把握
 - 避難所等への仮設トイレの設置
 - 避難所等への食糧・生活必需品の輸送
 - 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- (5) 地震又は津波の発生から 24 時間以内
 - 避難所外避難者の状況の把握
 - 被災建築物応急危険度判定
 - ボランティアの受入
- (6) 地震又は津波の発生から 72 時間(3日)以内
 - 避難所外避難者の状況の把握
 - 被災宅地応急危険度判定
 - ボランティア受入れの広報の発信
 - 義援物資の市町村への輸送

2 災害応急対策各業務の実施時期

本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標については、「胎内市地域防災計画 震災対策編 災害応急対策タイムスケジュール【震災対策編】」を準用する。